

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：警戒状態30日間延長）

10月16日、サントメ・プリンシペ政府は、警戒状態を30日間延長し、11月15日までとする旨発表しました。

警戒状態の期間中、主に次の措置が継続されます。

- 1 閉鎖空間、学校敷地内及び自家用車・公共の乗り物内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの着用を義務づける。
- 2 一般に入場可能な公共・民間施設入場時の手洗いを義務づける。
- 3 一般の商店、レストラン、カフェ、パン屋及びケーキ店の営業については、従前の規制を維持する。
- 4 市場、宗教については、従前の規制を維持する。言い換えると、閉鎖空間で行われる全ての活動については、常にソーシャルディスタンス及びマスクの着用を確認し、施設の収容可能人数の50%を超えてはならない。
- 5 観客に対しソーシャルディスタンス及びマスク着用を確認し、施設の収容可能人数の50%までに制限した上で、団体スポーツを許可する。
- 6 全ての国民及び外国人に対し、国際線による出入国時のPCR検査による陰性証明書の提示を義務づける。サントメ島ープリンシペ島間の移動の場合は、簡易検査で可とする。
- 7 大衆のパーティー、資金パーティー及びナイトクラブの禁止を継続する。

これらの衛生対策に違反した場合は、罰則の対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp